

岐阜県公報

令和七年三月十八日 (火曜日)

(休日に当たる)

目 次
規 則

岐阜県広域防災センター管理規則の一部を改正する規則
(防災課) 一〇二
岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則
(生活衛生課) 一〇二
岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則
の一部を改正する規則
(出納管理課) 一〇五

人事委員会規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則
不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正
する規則
(人事委員会) 一〇五

(同) 一〇五

保安林に指定する予定である旨の通知
(森林保全課) 一一二
道路の区域変更
(道路維持課) 一一二
都市計画下水道事業の変更認可 (公共下水道)
(下水道課) 一五三

(農地整備課) 一六三
(同) 一一六
(建築指導課) 一一六
(出納管理課) 一七

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定
(農地整備課) 一六三
県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定
(建築指導課) 一一六
開発行為の工事の完了
(出納管理課) 一七

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件
(同) 一一六

告 示

指定納付受託者の指定

岐阜県史跡の指定

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等
の指定

指定医療機関の廃止の届出

指定医療機関の名称の変更の届出

指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指
定

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) (同) (同) (同) (同) (同)
(同) (同) (同) (同) (同) (同)
(同) (同) (同) (同) (同) (同)
(同) (同) (同) (同) (同) (同)

(文化伝承課) 一〇六
(同) 一〇六
(地域福祉課) 一〇九

(同) (同) (同) (同) (同) (同)
(同) (同) (同) (同) (同) (同)
(同) (同) (同) (同) (同) (同)
(同) (同) (同) (同) (同) (同)

(同) (同) (同) (同) (同) (同)
(同) (同) (同) (同) (同) (同)
(同) (同) (同) (同) (同) (同)
(同) (同) (同) (同) (同) (同)

規則

岐阜県広域防災センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事
江崎禎英

| | |
|---|---------------|
| 製薬衛生師の免許を取り消されたことの有無 (有の場合は、処分した都道府県名、処分年月日及び処分を受けた理由) | 有・無 (有の場合) |
| 製薬衛生師の免許を取り消されたことの有無 (有の場合は、処分した都道府県名、処分年月日及び処分を受けた理由) | 有・無 (有の場合) |

岐阜県規則第六号

岐阜県広域防災センター管理規則の一部を改正する規則

岐阜県広域防災センター管理規則（昭和五十七年岐阜県規則第七十九号）の一部を次
のように改正する。

第三条第一項第一号中「月曜日及び土曜日」を「及び月曜日」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県規則第七号

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県製菓衛生師法施行細則（昭和四十一年岐阜県規則第百一十四号）の一部を次の
よう改正する。

第七条の見出し中「名簿訂正申請書」を「名簿訂正・免許証書換え交付申請書」に改め、同条中「記入」の下に「及び政令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付」を加える。

第十条中「第八号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第九条とする。

岐 皇 畿 公 報

(2) 外国人の場合 次に掲げる区分に応じ
ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年
5月28日法律第116号)による区分
留者又は日本国との平和条約に基づき
かに關する医師の診断書(発行の日
に該する者にあっては、旅券その他の身

試験に合格した者にあっては、当該
稱名の併記を希望する場合にあっては、
上記の如きの欄に記入せん。

イ 出入国管理及び難民認定法第19条の
分を証する書類の写し

2 岐阜県知事以外の都道府県知事が行つた試験に合格することを証する書類

文類書

、それぞれ次に定める書類
抄本（発行の日から 6 月以内のものに限る。）
記載され、個人番号が記載されていないもの

のに限る。以卜同し。)更を確認することができる戸籍の謄本若しくは

原口籍の蔵本若しくは抄本文は住民票の写し、それぞれ次に定める書類

（平成2年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別永住者である場合 住民票の写し（通常、通称名が記載されているものに限る。）
3各号に掲げる者である場合 旅券その他の身

製菓衛生試験に合格した者にあつては、当該

別記第一号様式中
「
住 所
がな
を

住 所

氏名」
—(添付書類) 1

付「添付書類」上記の⑨。

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

岐 阜 県
収 入 証 紙

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 〒

氏 名
電 話

製菓衛生師名簿訂正・免許証書換え交付申請書

製菓衛生師名簿の登録事項・製菓衛生師免許証の記載事項について次のとおり変更があつたので、製菓衛生師名簿の訂正・製菓衛生師免許証の書換え交付をされるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更のあつた事項

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------------------------|-----|-----|
| 本籍地の都道府県名 (外国人の場合は、国籍) | | |
| ふりがな 氏 名 | | |
| 併記する旧姓 | | |
| 併記する通称名 (外国人に限る。) | | |
| 性 別 | | |

2 変更年月日及び変更理由

| | |
|-------|-------|
| 変更年月日 | 年 月 日 |
| 変更理由 | |

3 免許証交付年月日及び名簿登録番号

| | |
|----------|-------|
| 免許証交付年月日 | 年 月 日 |
| 名簿登録番号 | 第 号 |

添付書類

1 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

- (1) 本籍地の都道府県名（外国人の場合にあつては、国籍）、氏名又は性別を変更する場合 これらの変更を確認することができる戸籍の謄本若しくは抄本（発行の日から6月以内のものに限る。以下同じ。）、除籍の謄本若しくは抄本、改製原戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（個人番号が記載されていないものであつて、発行の日から6月以内のものに限る。以下同じ。）
 - (2) 旧姓を変更する場合 氏の変更を確認することができる戸籍の謄本若しくは抄本、除籍の謄本若しくは抄本、改製原戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し
 - (3) 通称名を変更する場合 住民票の写し（通称名が記載されているものに限る。）
- 2 製菓衛生師免許証の書換え交付を申請する場合にあつては、製菓衛生師免許証

別記第七号様式を削る。

別記第八号様式中、「第10条」を「第9条」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県製菓衛生師法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県製菓衛生師法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県人事委員会規則第三号

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県人事委員会
委員長 栗 山 知

令和七年三月十八日

岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第十九条中、「つち」の下に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）第二条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

岐阜県人事委員会
委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第四号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成十三年岐阜県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中第一項及び第三項を削り、第四項を第一項とし、同条第五項中「前項の公示」を「公示の方法による送付」に改め、同項を同条第三項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県告示第百一十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第一項の規定により告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 指定納付受託者の名称 及び住所又は事務所の 所在地 | 指定納付受託者 の指定をした日 | 指定納付受託者が 行う納付事務に係 る歳入等 | 指定納付受託者に 歳入を納付させる 期間 |
|---------------------------------|--------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 飛騨信用組合 高山市花岡町一丁目一 三番地一 | 令和七年一月二 十七日 | 岐阜県高山陣屋の 入場料 | 令和七年四月一日 から令和十一年三 月三十一日まで |

岐阜県告示第百二十八号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第八条第一項の規定による岐阜県史跡の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県史跡

| 番号 | 指定 | 岐史 | 一 七 | |
|-----|--|----|--------|--|
| 種目 | 古墳 | | | |
| 名稱 | 象鼻山古墳群 | | | |
| 員數 | 五六基 四五四 五平ト 方メト | | | |
| 内 容 | 弥生時代後期から 古墳時代後期の古 墳群 | | | |
| 所在地 | 養老郡養 老町橋爪 字岡山一 五五番、 一五六番、 一五〇番、 一一四番 | | | |
| 所有者 | 篠塚神 社ほか 六八名 | | | |
| 住 所 | 養老郡養 老町橋爪 ほか | | | |
| | | | | |

ル

二番、一、四番〇、四番九、四番八、四番七、四番六、四番五、四番四、四番三、四番二、四番一、四番〇、四番九、四番八、四番七、四番六、四番五、四番四、四番三、

| |
|------|
| 四、二一 |
| 四番三四 |
| 五、二一 |
| 四番三九 |
| 一、二一 |
| 四番四〇 |
| 三及び二 |
| 一四番四 |
| 〇五 |

岐阜県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 名 称 所 在 地 指 定 年 月 日 | 岐阜県知事 江崎禎英 |
| たけはな歯科 羽島市竹鼻町狐穴一六一七番地一 令和六・一一・一 | 岐阜県知事 江崎禎英 |
| はしもと内科 糖尿病 大垣市築捨町二丁目九四番地 令和七・一・一 | 岐阜県知事 江崎禎英 |
| ・内分泌クリニック 丹羽内科・ペインクリニック 中津川市福岡九三九一六 同 | 岐阜県知事 江崎禎英 |

| |
|-------------------------|
| 加藤クリニック 恵那市大井町二〇八七番地四五〇 |
|-------------------------|

| |
|---|
| まさき歯科 中津川市茄子川一五三番地二二 同 |
| 医療法人恵那歯科医院 恵那市長島町中野二丁目三番地四 同 |
| 医療法人Lealea いちらう通り歯科 ども歯科 各務原市蘇原瑞雲町四一三 同 |
| 大垣・岐阜フローレン 訪問歯科 大垣市犬ヶ渕町二番地 令和七・二・一 |

岐阜県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| | | | | | |
|---------------------|-----------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 医療法人和光会 株式会社ワード ブレス | 訪問看護事業者 等の名称 | 訪問看護事業者 の主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 訪問看護入所・シヨン等の所在地 | 指 定 年 月 日 |
| 岐阜市東金宝町一丁目一二番地 | 岐阜市竹鼻町狐穴一六一七番地一 | 大垣シヨン和光 大垣シヨン和光ステー | 三大垣市大井二丁目三八番地三 | 新町四丁目一八二 | 令和七・一・一 |
| 新岐阜八〇六番地一ナビシティ | Footage | 訪問看護ステーション各務原 | 各務原市那加前洞 | F一F一八二 | 令和七・二・一 |

岐阜県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 名 称 所 在 地 | 廢 止 年 月 日 | 新 名 称 所 在 地 |
|---|------------------------|---|
| 重山耳鼻科 高山市岡本町一 一〇九 二 ・内分泌クリニック 糖尿病 ・内分 丹羽内科・ペインクリニック 中津川市福岡九三九 一六 | 令和六・一一・一一 令和六・一一・三一 | 岐阜・胃と大腸の 内視鏡 かクリニック 安藤内科おなか クリニック |
| 加藤クリニック 恵那市大井町一〇八七 四五〇 滝谷医院 美濃市下河和五一六 | 同 同 同 同 同 同 | 羽島郡岐南町上印食五丁目五五 |
| まさき歯科 恵那歯科医院 恵那市長島町中野一三四 いちょう通り歯科じど も歯科 各務原市蘇原瑞雲町四 一三 | 同 同 同 同 同 同 | 令和七・一・一 |
| スギ薬局 羽島正木店 羽島市正木町曲利一〇六八 牛丸内科 可児市下恵土五八三〇 | 令和七・一・七 | I han a歯科岐阜 旧 三輪歯科医院 羽島郡笠松町円城寺八七三 岐阜県告示第百三十二号 |

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 新 名 称 所 在 地 | 變 更 年 月 日 |
|---|-----------|
| 岐阜・胃と大腸の 内視鏡 かクリニック 安藤内科おなか クリニック | 令和七・一・一 |
| 羽島郡岐南町上印食五丁目五五 | 同 |
| I han a歯科岐 阜 旧 三輪歯科医院 羽島郡笠松町円城寺八七三 | 令和七・一・四 |

岐阜県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県告示第百三十四号

| 訪問看護事業者等の名称 | 所在地の主たる事務所等の名称 | 訪問看護ステーション等の所在地の名称 | 訪問看護ステーション等の所在地の名称 | 年月日更 |
|-----------------|------------------|--------------------|--------------------|-------|
| 新 結ホームナーシング合同会社 | 新郷町七丁目七番一二号 | 訪問看護ステーションむすびケ | 新可児市川合二二六八五番四号棟 | 令和二・二 |
| 旧 美濃加茂市野番一八号 | 美濃加茂市野番一二丁目七番一八号 | アシヨンむすびケ | 旧可児市広見一四一ビル | 年月日更 |
| 同 | 岐阜市柳津町高桑一丁目二一八 | にじぞら訪問看護ステーション | 新羽島市足近町五丁目五七九番一〇五 | 年月日更 |
| 同 | 同 | 訪問看護 | A棟一〇五アスカ | 年月日更 |
| 同 | 同 | 訪問看護 | 羽島市小熊町三丁目四七七四〇一号 | 年月日更 |
| 同 | 同 | 訪問看護 | 加茂郡富加町羽生一四六八番一 | 年月日更 |
| 同 | 同 | 訪問看護 | 加茂郡富加町羽生一四六八番一 | 年月日更 |

岐阜県告示第百三十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

| 居宅介護事業者等の名称 | 居宅介護事業者等の所在地の主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 居宅介護事業所等の名称 | 在地 | 指 定 年 月 日 |
|--|-------------------------|---------|-----------------|-------------------|-----------|
| 岐阜県告示第百三十五号 | 岐阜市柳津町高桑一丁目二一八 | 訪問看護 | にじぞら訪問看護ステーション | 新羽島市足近町五丁目五七九番一〇五 | 年月日更 |
| 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項において準用する同法第五十条の二及び中國残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更したものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中 | 同 | 訪問看護 | ゆあせるふ訪問看護ステーション | 加茂郡富加町羽生一四六八番一 | 令和 七・一・一 |

國残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

| 居宅介護事業者等の名称 | 居宅介護事業所等の所在地の主たる事務所の所在地址 | サービスの種類 | 居宅介護事業所等の名称 | 在地 | 変更年月日 |
|----------------|--|----------------------------|--|---|---|
| 有限会社ケアライフジャパン | 各務原市各務おがせ町八丁目五四番地 | 訪問看護ステーション | c a r e l i f e 訪問看護 | 新町四丁目三一一番地 | 各務原市蘇原村雨 |
| 合同会社常五 | 大垣市東町一 一四〇 | 訪問看護 | 訪問看護ステーションぬく | 旧町三丁目六四番地 | 各務原市蘇原東島 |
| 同 | 訪問看護 | 訪問看護 | ぬく | 同 | 令和六・一二・一 |
| 同 | 訪問看護 | 訪問看護 | ぬく | 同 | 同 |
| 同 | 立木の伐採の方法 | (一) 立木の伐採の方法 | 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 | 新大垣市東町一メゾンワタナベ一〇二 | 新大垣市東町一メゾンワタナベ一〇二 |
| 同 | 立木の伐採の限度 | (二) 立木の伐採の限度 | 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | 旧大垣市東町一四〇五 | 令和六・一二・一七 |
| 同 | 立木の伐採の方法 | (一) 立木の伐採の方法 | 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 | 新大垣市東町一メゾンワタナベ一〇二 | 新大垣市東町一メゾンワタナベ一〇二 |
| 同 | 立木の伐採の限度 | (二) 立木の伐採の限度 | 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | 旧大垣市東町一四〇五 | 令和六・一二・一七 |
| 岐阜県告示第百三十六号 | 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 | 岐阜県告示第百三十六号 | 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保 | 岐阜県告示第百三十六号 | 岐阜県告示第百三十六号 |
| 令和七年三月十八日 | 令和七年三月十八日 | 岐阜県知事 江崎禎英 | 岐阜県知事 江崎禎英 | 岐阜県告示第百三十六号 | 岐阜県告示第百三十六号 |
| 一 保安林予定森林の所在場所 | 飛驒市河合町角川字ぬけとう一四七三・字宮坂一四七六・字宮ヶ洞一九〇一の六 | 岐阜県告示第百三十七号 | 岐阜県告示第百三十七号 | 岐阜県告示第百三十七号 | 岐阜県告示第百三十七号 |
| 二 指定の目的 | (以上三筆について次の図に示す部分に限る。) | 森林保全課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。) | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 | 道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を | 道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を |
| 三 指定施業要件 | 土砂の崩壊の防備 | 次のように変更したので告示する。 | なお、その関係図面は、令和七年三月十八日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 | 次のように変更したので告示する。 | 次のように変更したので告示する。 |

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十八日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

| 県道 | 類の道種路 | 路線名 | 区間 |
|-------------|--------------------------|-----|------------------|
| 中津川立線 | 中津川市坂下字中之垣外 一一六番一地先から | 前 | 別前変区域 |
| 同〇六番市同地先まで | 同〇六番一地先まで | 後 | 別前変区域 |
| 九・三 一九・一 | 九・三 一九・一 | 三・二 | 員敷地の幅 ル(メートル) |
| 八・四 | | 八・四 | 延長 ル(メートル) |
| | | | 備考 |

岐阜県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十八日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十八日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

| 国道 | 類の道種路 | 路線名 | 区間 |
|--------------|----------------------------|-----|------------------|
| 四百十七号 | 山五三五番一二二地先から 五三五番一〇八地先ま | 前 | 別前変区域 |
| 同郡同町同字同 | 同郡同町同字同 | 後 | 員敷地の幅 ル(メートル) |
| 一四・三 一五・三 | 一四・三 一五・三 | 二・〇 | 延長 ル(メートル) |
| | | | 備考 |

| 類の道種路 | 路線名 | 区間 |
|-------------|--------------|---------------|
| 萩原線 | 萩原線 | 区間 |
| 二九六六番一地先まで同 | 下呂市萩原町尾崎字和田 | 間 |
| 後 前 別前変区域 | ル(メートル)員敷地の幅 | |
| 三・四 六・七 | 八・三 | |
| 七・八 | 十五・八 | 延長 ル(メートル) |
| | | 備考 |

令和七年三月十八日

岐阜県告示第百四十一号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和七年三月十八日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県知事 江崎禎英

| 県道 | 類の道種路 |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 可土 児岐 線 | 路線名 |
| 番同 一地先まで 市同 字宮前五六三一 | 区間 |
| 可児市下恵土字豊田五三九六 番二地先から | 延長 (メートル) |
| 三〇〇 | の期日 |
| 令和 三・一八 | 供用開始 |
| 平成 七・三一 | 備考 ほ示変決 か年更定区 月の又域 日告はの考 |

岐阜県告示第百四十一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和七年三月十八日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和七年三月十八日

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| |
|--------------|
| 県道 |
| 田中津立線 |
| 番同 番八地先から |
| 番二九地先まで |
| 市同町字北野八三七 |
| 一〇三六 |
| 令和 三・一八 |
| 平成 二・一六 |

岐阜県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

その開催場所は、令和十年三月一ノ日から二日及び岐阜県下呂市木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 県道 | | 類の道種路 |
|-----------------------------|--|------------------------------|
| 萩原線 | | 路線名 |
| | | 区間 |
| 下呂市萩原町山之口字曲り木 一七九七番一地先地内 | 下呂市萩原町山之口字カレイ 谷一八〇六番五地先から 同市同一八〇六番一四地先まで | 下呂市萩原町山之口字カレイ 谷一八〇六番五地先地内 |
| 一八三・三 | 吾四・九 | 吾四・八 |
| 七・三・八 | 令和 | の期日 |
| 七・三・三 | 令元平成和七 | 供用開始備 |

| 県道 | 類の道種路 |
|--|--------------------------------|
| 吉安久 野田 線 | 路線名 |
| ○同 一 二 番 三 市 町 地 同 先 ま で 字 同 二 | 区 間 |
| ○郡上市八幡町安久田字平切一 二三番地先から | ル延メート長 |
| 一〇四四・四 | の期日 |
| 七・令和 三・六 | 供用開始 |
| 五・令和 一・三 | 備 示変決か年更定区 月の又域 日告はの考 |

岐阜県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十八日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 県道 | 類の道種路 |
|----------------------|--------------------------------------|
| 路線名 | 区間 |
| 田口線 | 延長(メートル) |
| 番同一地先から 市同字大鹿野九六一 | 下呂市蛇之尾字丸尾山八四七 番一地先から 市同字大鹿野九六一 |
| 三・〇 | 一・〇 |
| 令和二年六月一日 | 令和二年六月一日 |
| 令和二年六月一日 | 令和二年六月一日 |

岐阜県告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県告示第百四十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により海津都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

- 一 施行者の名称
海津市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
海津都市計画下水道事業 海津市公共下水道（北部処理区・中南部処理区・海津処理区）
- 三 事業施行期間
平成二年十一月三十日から
令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

令和七年三月十八日

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道

三 事業施行期間

土地改良事業計画の変更の適当の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同

法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、
同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後
の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 施 行 者 名 | 施 行 に 係 る 地 区 名 | 縦 覧 場 所 | 縦 観 期 間 |
|------------|-----------------|---------|-------------|
| 岐阜市佐野土地改良区 | 岐阜市佐野土地改良区 | 岐阜市役所 | 同令和七年三月一六から |
| | | | 四三・一六から |

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、
次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において
準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 施 行 に 係 る 地 区 名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
|-----------------|---------|-------------|
| 新池（岩田）地区 | 岐阜市役所 | 同令和七年三月一六から |

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、
次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において
準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 原 元 越 地 区 | 施 行 に 係 る 地 区 名 | 縦 覧 場 所 | 縦 観 期 間 |
|-----------|-----------------|-----------|-------------|
| 恵 那 市 | 岐 阜 県 知 事 | 岐 阜 県 知 事 | 同令和七年三月一六まで |

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、
次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において
準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 足 沢 地 区 | 施 行 に 係 る 地 区 名 | 縦 覧 場 所 | 縦 観 期 間 |
|---------|-----------------|-----------|-------------|
| 恵 那 市 | 岐 阜 県 知 事 | 岐 阜 県 知 事 | 同令和七年三月一六まで |

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九号）
第三十六条第三項の規定により公示する。

令和七年三月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| | |
|---|--------------------|
| 開発許可（変更許可）番号及び年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 |
| 岐阜県指令岐西建築第一三八号の六 令和六・九・一 | 羽島郡岐南町徳田西四丁目九番 |
| 岐阜県下呂市金山町東沓部三三一一番地 株式会社伊田屋 代表取締役 河尻雅次 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
| 競争入札に参加する者に必要な資格に関する件 | |
| <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の五第一項及び第一百六十七条の十一第一項の規定により、令和七年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第一百六十七条の五第二項（同令第一百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示する。</p> | |
| 令和七年三月十八日 | |
| 岐阜県知事 江崎禎英 | |
| <p>一 調達をする物品等又は特定役務の種類</p> <p>1 電子計算機器類 2 被服類 3 自動車類 4 燃料 5 電力 6 家具類 7 事務用品類 8 凍結防止剤 9 交通信号灯器 10 医薬品・医薬用品類 11 事務用機械類 12 試験・分析機器類</p> | |
| <p>二 資格</p> <p>地方自治法施行令第一百六十七条の五第一項及び第一百六十七条の十一第一項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」といふ。）に登載されていることとします。</p> <p>三 名簿への登載</p> <p>名簿への登載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第一百一十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。</p> <p>1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもつて払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徵収金（徵収猶予に係るものを除く。）がないこと。 2 消費税及び地方消費税について未納の税額（徵収猶予に係るものを除く。）がないこと（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、</p> | |

建築設計、建築設備設計及び森林整備業務の請負にあつては、県内に主たる事業所を有する者の場合に限る。」。

3 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条の更生手続開始の申立て（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの）を含む。）があつた者にあつては、同法第二百九十九条第一項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの）を受けていること。

4 民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）第十一一条の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第二百七十四条第一項又は第二百七十四条の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

6 建設工事の請負にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）第七条の各規定による届出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行つてのこと。

(2) 建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第三条第一項の許可を受けるとともに、同法第二十七条の一十三第一項の規定による経営事項審査を受けていること。

7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第五十五条第一項の登録を受けていること。

8 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十一年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の登録を受けていること。

9 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の登録を受けていること。

10 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第二千三百四十一号）第二条第一項の登録を受けていること。

11 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十三条第一項の登録を受けていること。

12 建築設備設計の請負にあつては、建築士法第二十三条第一項の登録を受けていることと又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め、岐阜県建築設備設計事務所登録を受けていること。

13 第六号から前号までに掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ當むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。

14 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(3)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。

(1) 林業技士

林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者

(2) 青年林業士又は岐阜県林業士

指導林家実施要領（平成十二年四月一日付け林野庁長官通知）により都道府県

知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 林業作業士（フォレストワーカー）、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登載されている期間です。

名簿への登載は、三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満たしていると認められたときになされ、名簿からの抹消は、当該各号に掲げているいずれかの要件を欠いたときになされます。

なお、森林整備業務の請負に係る名簿については令和九年三月三十一日をもって、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計の請負に係る名簿並びに製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る名簿については令和八年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に、改めて名簿に登載されなければなりません。

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

級区分 (建設業法第一一十七条の二)第1項の審査の請負に拂わぬ、取扱いの範囲に従つて定められたものを)^ハ。即ち次のとおりである。

1 土木工事

| 予 定 値 格 | 格 | 等級区分 |
|---------------|---|------|
| 四千万円以上 | A | |
| 五千五百円以上四千万円未満 | B | |
| 五千五百円未満 | C | |

2 建築工事

| 予 定 値 格 | 格 | 等級区分 |
|-----------------|---|------|
| 五千万円以上 | A | |
| 一亿五千五百円以上五千万円未満 | B | |
| 一亿五千五百円未満 | C | |

3 電気工事及び管工事

| 予 定 値 格 | 格 | 等級区分 |
|--------------|---|------|
| 一亿千万円以上 | A | |
| 六百四十円以上一千円未満 | B | |
| 六百四十円未満 | C | |

六 資格に関する文書の入手方法

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページアドレスは、次のとおりです。

- 建設工事、測量、地質調査、建設工事カルタント、補償工事カルタント、建築設計及び建築設備設計の請負

一五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田町|一丁目|一番|四

岐阜県県土整備部技術検査課建設業係

電話番号 〇58-1171-8500
ホーメーベルトムラバ https://www.pref.gifu.lg.jp/page/444.html

一五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田町|一丁目|一番|四
岐阜県林政部森林保全課泊三係
電話番号 〇58-1171-8511
ホーメーベルトムラバ https://www.kyoushin.crcr.or.jp/

一五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田町|一丁目|一番|四
岐阜県出納事務局田舎管理課田舎係
電話番号 〇58-1171-8511
ホーメーベルトムラバ https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/1251.html

一五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田町|一丁目|一番|四
岐阜県出納事務局田舎管理課田舎係
電話番号 〇58-1171-8511
ホーメーベルトムラバ https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/1251.html

令和七年三月十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社